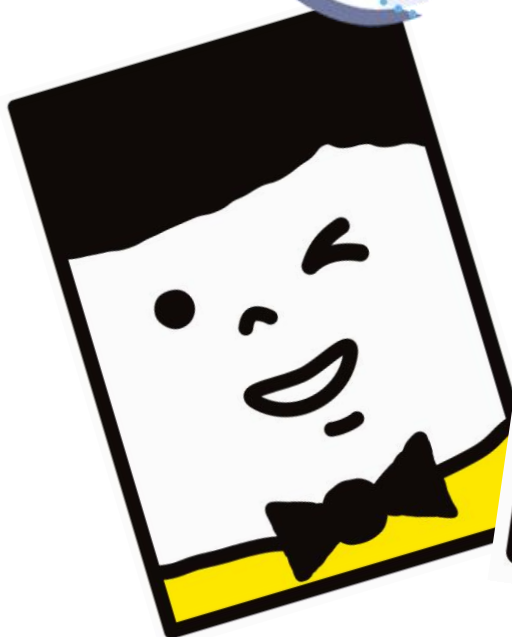


にこまちプランの
推進につながる活動を
応援します！



にこまち助成金

令和
7年度

申請のてびき



社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会



西区社協キャラクター
ニシ・ニコ・マツチ氏

***** 目 次 *****

- 申込手続きの流れ（申請手続きから報告まで）…………… 1ページ

- 令和7（2025）年度「にこまち助成金」の解説 …… 2～6ページ

- 助成対象科目の説明
（助成対象となる科目・経費および対象外経費について）…………… 7ページ

- 申請書類の記入例
 - ・ 様式1（交付申請書）…………… 8ページ

 - ・ 様式2（事業計画書）…………… 9ページ

 - ・ 様式3（収支予算書(案)）…………… 10ページ

 - ・ 団体概要書 …………… 11～12ページ

※申請にあたっては必ず最新版のてびきをご確認の上申請してください。
各種申請等に必要な書類・様式は、本会ホームページよりダウンロード
できます。

申請手続きから報告まで

相談受付

ご申請前に、どのような活動をお考えかご相談ください。(随時受付)

申請受付

西区社会福祉協議会(事務局)にて受付 ※窓口にご持参ください

受付期間(年3回)・受付時間

第1回:令和7(2025)年2月14日(金)~2月28日(金)

第2回:令和7(2025)年5月16日(金)~5月30日(金)

第3回:令和7(2025)年9月16日(火)~9月30日(火)

*令和6年度より助成枠に限らず上記期間に変更となりました

受付時間は平日(月曜~金曜) 9:30~16:30

審査【年3回】

申請はすべて事務局にて書類審査を行います。

5万円を超える申請および事務局が必要と認める申請については、審査委員会にて審査を行います。審査委員によるヒアリングがありますので、申請団体は審査委員会にご出席いただきます。

結果通知

助成可否について、事務局より郵送で通知いたします。

請求書の返送

通知に同封されている請求書に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を添付し、事務局あてご提出ください。

助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に助成金を振り込みます。

事業実施!

助成を受けた事業を実施。(やむを得ない事情により事業内容に変更が生じる場合は、事務局までご相談ください)

活動報告

事業終了後1か月以内に完了報告書を窓口にご持参ください。

(通年事業の場合は、事業年度終了後1か月以内)

※郵送による提出は原則不可です

※精算報告に係る領収書等の写しをご提出いただきます。

令和7（2025）年度「にこまち助成金」の解説

にこまち助成金とは

にこまちプラン※（西区地域福祉保健画／にこやか しあわせ くらしのまちプラン）の具体的な推進につながる地域活動を応援するための助成金です。

子育て支援や高齢者の見守り活動など、隣近所とのあたたかい人間関係をつくっていく取り組みを西区全体でもっと広げていくためにつくられました。

<助成金の財源は？>

にこまち助成金は、西区民（故人）が「西区のために役立ててほしい」との遺言により横浜市に寄付された財源を基に平成22年に創られました。

※にこまちプランとは？

にこまちプラン（にこやか しあわせ くらしのまちプラン／西区地域福祉保健計画）とは、西区が掲げている『誰もがにこやかに、しあわせに、いきいきとくらし続けること』を目指した計画です。子育て支援や高齢者の見守り活動など、隣近所とのあたたかい人間関係を残していくための取り組みを行っています。西区全体としての取り組みのほか、地区ごとでの取り組みも行われています。

1 対象となる団体

- (1) 主に西区の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
（単一家族だけでない5人以上で構成され、団体規約と団体名簿を作成している団体であること）
- (2) 地区社会福祉協議会、連合町内会・自治会町内会、ボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人等

2 対象となる事業

- 『にこまちプラン』を推進し、地域の生活に関する様々な課題を解決していくための、公益的・社会貢献的な事業で、団体が自主的に行う事業（自主事業）であること
- 以下のA～Cのいずれかに当てはまるもの。また、下記の（1）～（7）の全てを満たす事業。

【申請事業区分】

- A まちづくり・・・まちづくり、地域のつながりづくり
- B サービスづくり・・・高齢者、障害者、子どもなどへの直接的な支援活動
- C 担い手づくり・・・新たな地域活動者の発掘・養成、福祉の気持ちの育成・啓発

- (1) 非営利な事業であること
- (2) 主に自助を目的とする活動ではないこと
- (3) 宗教の教義を広め、儀式事業を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業でないこと
- (4) 政治上の主義を推進することを目的とする事業でないこと
- (5) 公的サービス事業と重複しない事業であること
- (6) 横浜市社協・西区社協からの補助・委託および西区社協ふれあい助成金を受けていないこと
- (7) 横浜市・西区からの補助・委託、指定管理を受けていないこと

(注) 本助成金は、実施する事業に対して助成するもので、団体運営助成ではありません。

※既に行っている事業での申請の場合は、申請初年度のみワンポイント付け加える（対象を拡大する、回数を増やすなど工夫・強化する）ことを条件とします。

3 助成対象期間

助成対象期間は4月1日から翌年3月31日までとし、事業実施及び助成金の執行期間とします。なお、申請時期に応じた対象期間は以下のとおりとなります。

- ① 第1回申請受付期間（2月）に申請した場合は、4月1日から翌年3月31日まで
- ② 第2回 “ ” （5月）に申請した場合は、6月1日から翌年3月31日まで
- ③ 第3回 “ ” （9月）に申請した場合は、10月1日から翌年3月31日まで

	令和7年											令和8年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
①	申請		← 助成対象期間 →													
②				申請	← 助成対象期間 →											
③								申請	← 助成対象期間 →							

4 助成区分、助成年限、自主財源

5万円以下の申請は、同一事業に対する助成年限は原則3年間、5万円を超える申請の助成年限は原則5年間です。ただし、助成金審査委員会で都度精査し、必要性が認められた場合は延長が可能です。また、助成金申請には一定の自主財源が必要となります。

助成区分 (助成上限額)	助成年限	自主財源
～5万円	基本3年間 (必要と認められれば 5年まで延長あり)	事業費総額の10%以上 4年目…30%以上 5年目…50%以上
～50万円	基本5年間 (必要と認められれば 延長あり)	事業費総額の 1年目…10%以上 2年目…15%以上 3年目…20%以上 4年目…25%以上 5年目以降…30%以上

*助成申請額は千円単位です

なお、同一事業において複数年度助成を受ける場合、助成枠を変更して申請することができます。

【助成年限・助成枠等の考え方】

	1年目	2年目	3年目	4年目～
～5万円	助成	助成		
～50万円			助成	

5 助成の制限

- (1) 次の項目に該当する場合は、同一団体とみなし申込は受け付けられません。
- ① 振込先が同一である場合
 - ② 主たる役職者が同一の団体（地域あるいは分野の連合組織等を除く）に属している場合
- (2) 助成を受けられる事業は1団体1事業です（同年度に2つの事業で助成は受けられません）
ただし、以下の団体は複数事業の申請をすることができます。
- 【複数事業申請が可能な団体】
地区社会福祉協議会、地区連合町内会 および
「にこまちプラン推進」を主目的としている団体（規約に明記されていること）

6 対象経費

助成対象経費は「科目の説明（7ページ）」のとおりです。

（注）食材費やパーティー等の飲食に係る経費は対象となりません。

7 申請に係る提出書類

- ① にこまち助成金交付申請書【様式1】
- ② 事業計画書【様式2】
- ③ 収支予算書【様式3】
- ④ 団体概要書【様式4】
- ⑤ 団体規約（会則等）
- ⑥ 団体名簿（役員・会員が明記されたもの）
- ⑦ 事業の概要が分かるチラシ・パンフレット等 *作成されている場合

※訂正する場合は、修正液等は使用できません。間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。訂正印は不要です。

※提出書類は返却しません。必ず写しをとり、保管してください。

8 申請受付期間・申請先

【受付期間・時間】

- ① 第1回：令和7（2025）年2月14日（金）～2月28日（金）
- ② 第2回：令和7（2025）年5月16日（金）～5月30日（金）
- ③ 第3回：令和7（2025）年9月16日（火）～9月30日（火）

※各回とも受付時間は、平日（月曜日から金曜日） 9：30～16：30

※申請に関するご相談は、随時お受けしています

【申請先】西区社会福祉協議会

※郵送・FAX・Eメールによる申込みは受け付けておりません。事前にご連絡の上、直接窓口へお越しください。（問い合わせ先はてびき裏面参照）

9 審査および決定通知

審査方法は助成枠によって異なります。

申請内容により、「にこまち助成金審査委員会」にご出席いただきます。

(5万円以下の申請の場合でも、必要に応じてご出席いただく場合がございます。)

助成枠（上限）	審査方法
～5万円	書類審査（事務局） ※必要に応じて、審査委員会でのヒアリング審査を行います
～50万円	書類審査（事務局） および審査委員会でのヒアリング審査

決定の可否については、文書にて通知いたします。

助成決定後、所定の期間までに手続きいただくと、2週間程度で振込いたします。

なお、決定団体については、後日西区社協ホームページ等で団体名を公表いたします。

10 助成金の執行

○助成を受けた団体は、要領第5条に基づき助成対象期間に執行してください。助成対象期間前に発生した経費、期間後に発生する予定の経費等に充てることはできません。

○助成金は、申請した事業計画以外の費用に充てることはできません。事業計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局へご相談ください。

○助成金を余剰金として繰り越すことはできません。（余剰金は返還いただきます）

11 事業完了報告

助成を受けた団体は、完了報告書類を**事業終了後1か月以内**にご提出ください。

(通年事業の場合は、事業年度終了後1か月以内)

※報告書は必ず窓口にご持参ください（郵送等による提出は不可）。

※精算報告に係る領収書等の写しをご提出ください。 *領収証等は5年保存

※完了報告書の様式は、決定通知と一緒に送付します。

12 助成金の返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定を取消、また助成金が既に交付されている場合は、一部または全額を返還いただきます。

- (1) 申請した事業計画の内容に基づく事業が行われなかった場合
- (2) 虚偽の申請により助成を受けた場合
- (3) 事業完了報告の際に、自主財源率が規定を下回っていた場合
- (4) 本実施要領第6条における対象事業ではなくなった場合
- (5) 助成対象事業が、介護保険制度や障害者自立支援法等の公的制度の対象となった場合

- (6) 助成対象事業が、本会の補助・委託事業となった場合、または社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の助成・補助・委託事業となった場合
- (7) 助成対象事業が、西区役所または横浜市役所の補助・委託事業になった場合
- (8) 助成対象事業が、市社協及び本会善意銀行の配分対象となった場合
- (9) その他、助成決定後の事業について、審査会の許可なく変更等を行った場合

13 申請の不受理

本会の助成金において以下の状況が認められる場合は、本助成金の申請はお受けできません。なお、不受理期間は本会会長が定めます。

- (1) 申請書類および報告書類について、連絡なく提出が遅れた場合。また本会から提出の求めに対して所定の期日までに提出がなかった場合
- (2) 返還請求に関して、所定の期日までにその一部または全額の返還がなかった場合
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (4) 助成金を計画以外の他の用途の費用に使用した場合
- (5) 審査会や事務局の判断等に対して受け入れに応じない等、今後良好な関係性を築くことが難しいと判断された場合
- (6) その他、不受理が適当とされる事案が生じた場合

14 活動の公表

- (1) 助成を受けた団体は、助成事業について広報・周知を図るとともに、区社協が行うにこまちプラン関連事業への参加や協力をしていただきます。
 - 助成金案内パンフレット、区社協広報紙、区社協ホームページ、広報よこはま西区版などへの掲載
 - にこまち助成金説明会への協力
 - 「にこまちフォーラム」（にこまちプランの取組発表会）での活動紹介への協力 等
- (2) 活動の実施にあたり、「にこまち助成金」の交付を受けていることがわかるよう、活動に関わる周知物や報告書等につぎの事項を表記してください。

この活動は、「にこまち助成金」の交付を受けています。

- (3) 助成金のキャラクターでもある「ニシ・ニコ・マッチ氏」を、活動に関わる周知物や報告書等に入れてください。



※お好きなデザインを、いくつでもご使用ください。（希望団体にはデータ配布いたします）

助成対象となる科目・経費および対象外経費について

にこまち助成金 対象経費・対象外経費、科目の説明

収 入	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、利用会員が支払う入会金、年会費・月会費 など
	担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年会費・月会費、賛助金など
	他からの助成金・補助金	にこまち助成金以外からの助成金や補助金
	その他	上記以外の収入（寄附金・バザーの収益金など）
	前年度繰越金	前年度からの繰越金

支 出	助 成 対 象 経 費	コーディネーター人件費	事業に関するコーディネーターを担う者の人件費※
		活動費	活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費※ など
		活動場所の維持費	活動場所の家賃・借り上げ料、施設利用料、活動場所の光熱水費、 専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積按分する。
		会議費	申請事業に関する打合せの施設利用料、会議に伴う経費 (飲食経費は対象外)
		物品購入費（食材費・パーティ等の飲食経費は除く）	活動に必要な物品の購入経費 ※ただし物品は個人に帰属してはならない
		謝金	講演会や研修会、シンポジウムにおける謝金※ など
		通信運搬費	郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	ガソリン代、車検・整備費、駐車場借上料、車の借上料、 年間を通した事業における自動車税 ※ただし、個人に帰属する車両については不可
		保険料	ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事用保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
	印刷費	会報、イベントの案内、記念誌等の印刷経費	
助 成 対 象 外 経 費	次年度繰越金	次年度繰越金 および予備費	
	他団体への会費	連絡会など他団体へ払う会費	
	食材費・パーティ等の飲食経費	食事サービス・サロン等で使用する食材・飲み物・調味料等 クリスマス会・キャンプ等で購入する食材・飲み物・調味料等 レストラン・宿泊先等での食事代等	

※ 謝礼・人件費要素の費用については、社会通念に照らして高額でないこと

(様式1)

にこまち助成金交付申請書

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会会長 宛

令和 7 年 月 ●● 日

フリガナ		ミナトグループ		代表者印を お忘れなく!	整理番号		
団体名		みなとグループ					
代表者	フリガナ	カモメ ミナト		電話番号 (携帯番号)	249-4649		
	氏名	鷗 みなと (印)			(090-1234-2234)		
	住所	〒220-□□□□ 西区みなと町 1-1-1			FAX 番号	同上	
連絡担当者	フリガナ			会計担当者	フリガナ	ニシ ウミコ	
	氏名	同上			氏名	西 海子	
	住所	〒			住所	〒220-▼▼▼▼ 西区みなと町 2-2-202	
	電話番号				電話番号	■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■	
	FAX 番号				FAX 番号	■ ■ ■ - □ □ □ □	

「にこやか しあわせ 暮らしのまち基金」にこまち助成金運営要綱第8条に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

助成申請金額	¥ 180,000-		申請金額は1,000円単位です。	<千円単位>	
事業名	青少年の行き場所づくり事業				
申請事業区分 *□にチェックを入れて下さい。 *新規か継続に○をつける	助成を受けた年を記入(継続の場合記入)				
	<input checked="" type="checkbox"/>	A まちづくり	新規	継続	1年目:平 令 3 年
	<input type="checkbox"/>	B サービスづくり	新規	継続	2年目:平 令 4 年
	<input type="checkbox"/>	C 担い手づくり	新規	継続	3年目:平 令 5 年 4年目:平 令 6 年 5年目:平 令 年
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書(様式2) <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書(様式3) <input checked="" type="checkbox"/> 団体概要書(様式4) <input checked="" type="checkbox"/> 団体規約(会則等) <input checked="" type="checkbox"/> 団体名簿(役員・会員等が明記されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 事業の概要が分かるチラシ・パンフレット等(あれば提出ください)				

必ずご確認ください。
不同意の場合、
申請はできません。

【同意欄】申請にあたり、以下に同意欄に✓を入れてください。(不同意の場合、申請不可)

✓	にこまち助成金実施要領及びにこまち助成金申請の手引きの内容を確認し遵守します。
---	---

会長	局長	次長	職員	受付	備考	受付印

(様式2)

事業計画書

記入例

令和7年度	A まちづくり	新規・ 継続
	B サービスづくり	新規・継続
	C 担い手づくり	新規・継続

団体名	みなとグループ	
事業名	青少年の行き場所づくり事業	
一緒に取り組みをおこなう団体	みなと地区連合町内会	合致する項目に○をつけてください。(複数可)
「にこやか しあわせ ぐらしのまちプラン」の該当項目 ※該当項目に○をしてください	地区別計画 (みなと 地区)	
	区	目標1 安全が確保され、安心なまち
	全	目標2 活気にあふれ、健康なまち
	域	目標3 一人ひとりの個性を認めあい、みんなが共存するまち
	計	目標4 地域全体がつながりを持つまち
画	○ 目標5 子どもが健やかに成長できるまち	事業で目指すところ、課題解決した成果など、分かりやすく記入してください。
当該事業を実施することで、地域のどのような課題の解決が期待されるか、について記載してください	高学年になると塾や習い事に行く子ども達が増える、貧困世帯の子どもは放課後行き先もなく、友達も習い事などに行ってしまう、遊ぶ相手もおらず、地域でも高学年の子どもたちが自由に遊んだり溜まったりする場所も少ないという課題が見えてきた。みなと地区ではそういった子ども達を地域ぐるみで支援し、どの子どもも生まれ育ってきた環境に関わらず健全に育つ環境を地域ぐるみでめざしていきたい。	
具体的な事業内容 ※実施にあたっての具体的な内容について記載してください。 ※別途スケジュールなど作成 ・実施時期 ・スケジュール ・開催場所 ・開催回数 ・参加人数 (対象者・担い手)等 2月申請は4～翌3月の事業 5月申請は6～翌3月の事業 9月申請は10～翌3月の事業	●実施時期 2025年4月～2026年3月 ●開催場所 みなと町内会館 ●開催回数 週1回(金曜日 15:00～19:00)を予定 ●参加人数(見込み) 毎回20名程度の児童 担い手は5～10人を予定	
将来的な財源確保について ※4年目以上の申請の場合必須	活動も5年目を迎え、地区の中でもだいぶ認知され定着してきた。今後の活動資金については、ふれあい助成金への切替えを勧められている。 また、自主財源確保のため、居場所の中で小物作製プログラムを設け、作品をバザーで販売したり、各町内会や住民の方からの寄付等をお願いしたいと考えている。	

(単位:円)

(様式3)
収支予算書

※2月申請の団体は翌年度4月1日～3月31日までの収支予算をご記入ください。
 ※5・9月申請の団体は申請月の翌月から3月31日までの収支予算をご記入ください。

科 目		予算額	説明(内訳・算出根拠)
(A) にこまち助成金		180,000	にこまち助成金申請額<千円単位>
自主財源 (B)	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費		自主財源額負担率は助成申請金額と年数によって変わります。 ～ 5万→事業費総額の10%以上～ ～50万→事業費総額の 申請年数1年目 …10%以上 申請年数2年目 …15%以上 申請年数3年目 …20%以上 申請年数4年目 …25%以上 申請年数5年目 …30%以上
	担い手・ボランティアの 会費等		
	他からの助成金・補助金 (公的資金等は不可)		
	その他(地区社協より)	20,000	
	その他(バザー販売収入)	10,000	
	前年度繰越金	2,600	
(B) 自主財源合計		32,600	
(C) 収入合計 (A+B)		212,600	

支 出	コーディネーター人件費		説明欄には、算出根拠や内訳を必ずご記入ください。	
	活動費			
	活動場所の維持費	52,000		会場費 @1,000× 52回=52,000
	会議費			
	物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	85,000		折り紙・文具・遊具等 @1,000× 52回 小物作製材料費 @2,750× 12か月
	謝金	13,000		小物作製指導者お礼 @500× 26回
	通信運搬費			
	車両経費 (事業に関わる車両に限る)			
	保険料	43,680		ボランティア行事保険 @28× 30名× 52回=43,680
	印刷費	16,000		チラシ作成@3,000× 2回 コピー代@10× 1,000枚
(D)助成対象経費小計		209,680		
助成対象外経費	次年度繰越金	2,920	収入合計と支出合計は同じ金額になります。 (C) = (E)	
	他団体への会費			
	渉外費			
	食材費・パーティ等の 飲食経費			
(E) 支 出 合 計		212,600	(C)=(E)	

※収入合計と支出合計は同額となります。
 ※説明部分は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。

※ 横浜市民協働条例にもとづき、(★)の内容につきましては情報の公開をいたします。

フリガナ			整理番号		
団体名 (★)	()法人 みなとグループ		発足年月日 (★)	平成28年 6月 1日	
			活動区 (★)	西 区	
NPO法人格	<input type="checkbox"/> 有(取得 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無		道路 運送法 79条許可	<input type="checkbox"/> 有(取得 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
代表者	フリガナ	カモメ ミナト		電話番号	249-4649
	氏名 (★)	鷗 みなと			個人情報の開示: <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否
	住所	〒 220-0000		FAX番号	同上
		横浜市西区みなと町1-1-1		個人情報の開示の可否について チェックしてください。	
(上記以外の場合「記入ください」)	フリガナ			フリガナ	ニシ ウミコ
	氏名	同上		氏名	西 海子
	住所	〒		住所	〒 220-▼▼▼▼ 横浜市西区みなと町2-2-202
	電話番号			電話番号	■■■■-■■■■
	FAX番号			FAX番号	■■■■-□□□□
(〒の場所) コーポレート事務所 事務所	住所	〒			
	電話番号			FAX番号	
Eメール (★)	※大文字・小文字や数字の表記にお気をつけください。 xxx @ xxx . com				
ホームページ (★)	http://www.xxx .com				
活動分野 (★)	配食・デイサービス(サロン・会食会を含む)・ホームヘルプ・車による送迎 点訳・ 音声訳・相談(カウンセリング)・リハビリ・障害児者余暇活動・訓練会・ その他()				
活動概要 (★)	※団体の活動目的や本助成金以外のもも含めて全体的な活動内容をご記入ください。 (1)サロン：高齢者・障がい者を問わず、地域の様々な人が集い、お茶を飲んだりホッと出来るたまり場(居場所)を週1回運営 (2)食事会：一人暮らし高齢者向け食事会を年5回開催 (3)こどもの居場所：学童期のこどもを対象に週1回運営				

実施場所	(1) みなと町内会館 (2) みなと地区センター、ケアプラザなど		家賃・光熱費等 □有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
事業の対象者 (利用の条件等)	【高齢者】 (条件) 食事会は一人暮らし高齢者、もしくは高齢夫婦のみの世帯 サロンは誰で参加可能 【障害者】 障害の種別: 特に問わない 年齢層: 10歳未満 ・ 10～20代 ・ 30代～50代 ・ 60歳以上 【その他】 (条件) こどもの居場所は学齢期のこどもは誰でも参加可能		新規 利用者の受入
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 □無
活動対象地域	西区全域		
介護保険等 指定事業	□有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無		
活動日	(1) 毎週水曜日 (2) 不定期(年5回) (3) 毎週金曜日	時間帯	(1) 10:00～12:00 (2) 11:00～14:00 (3) 15:00～19:00
利用料 (利用負担金)	サロン 200円/回 食事会 500円/回 こどもの居場所 無料	会費 (担い手負担金)	
体験学習の 受け入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ □無	ボランティアの 受け入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ □無
他機関との連携 (加入組織があればチェックしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 区社協会員 <input type="checkbox"/> 区ボランティア分科会 <input type="checkbox"/> 神奈川ホームヘルプネットワーク <input type="checkbox"/> ワーカーズコレクティブ連合会 <input type="checkbox"/> 横浜市身体障害者団体連合会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 地区社協 <input type="checkbox"/> 市民セクターよこはま <input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会 <input type="checkbox"/> 生活協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 横浜市心身障害児者を守る会連盟		
保険の加入	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない	【加入している保険内容】 <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア活動保険 <input type="checkbox"/> 福祉サービス総合補償 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア行事用保険 <input type="checkbox"/> 送迎サービス補償
抱えている 課題・問題点	担い手が高齢化しており、若い世代を取り込みたい。 食事会は場所の確保に苦労している。		
これまでに助成や委託を受けた実績	とくになし		

助成金の相談、申請等、お気軽にご相談ください



申請・問い合わせ先

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会

〒220-0011

横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

横浜市西区福祉保険活動拠点「フクシア」内

Tel:045-450-5005 / Fax:045-451-3131

<https://www.yoko-nishishakyo.jp>

